

4. 数値目標例

表 2

電子カルテの導入 2 病院 (平成 14 年 10 月 1 日現在) → 30 病院 (平成 20 年度)	(地域医療のネットワークづくり)
安全管理委員会を設置している病院の割合 84.6% (平成 14 年度) → 100% (平成 20 年度)	(医療の安全確保と情報提供)
医薬分業率 27.5% (平成 14 年 12 月) → 62% (平成 20 年度)	(医薬分業の推進)
健康増進計画策定市町村数 (京都市を除く) 7 (平成 14 年度) → 全市町村 (平成 20 年度)	(健康づくりの推進)
乳幼児健康診査における育児不安対策の実施市町村の割合 (京都市を除く) (母子保健、周産期・小児医療) 41.9% (平成 14 年度末) → 70% (平成 20 年度)	
小児救急医療支援事業などの制度的小児救急医療受入体制の確保圏域数 (母子保健、周産期・小児医療) 0 (平成 15 年 10 月) → 全圏域 (平成 20 年度)	
歯周病検診を実施している市町村の割合 (京都市を除く) 18.6% (平成 15 年度) → 40% (平成 20 年度)	(歯科保健医療)
骨髄バンク登録者数 4,557 人 (平成 15 年 10 月末) → 6,000 人 (平成 20 年度)	(難病・原爆被爆者・移植対策)
衛生通信系防災情報システムを整備している災害拠点病院数 0 (平成 15 年 10 月) → 全災害拠点病院 (平成 20 年度)	(健康危機管理・災害時保健医療)
高等学校でのエイズに係る予防教育実施件数 16 件/年 (平成 14 年度) → 30 件/年 (平成 20 年度)	(感染症・エイズ・結核対策)
新登録結核患者罹患率 (その年に初めて結核にかかった者の割合) (人口 10 万対) (感染症・エイズ・結核対策) 28.8 (平成 14 年度) → 24.0 (平成 20 年度)	

(策定中の京都府保健医療計画より)

表3 医療計画において具体的（と思われる）記載のあった項目の検証（代表的なもの）

項目（例）	都道府県	記載内容	行動計画	予 算 的 裏付け	評価体制	その他
医療機関相互の連携体制	静岡県	かかりつけ医推進試行的事業の実施地域、地域医療支援事業の実施圏域の拡大	なし	不明	なし	
地域医療支援病院	青森県	二次保健医療圏ごとに地域医療支援病院の整備促進	なし	不明	なし	
機能別の医療施設整備	鳥取県	地域がん拠点病院を二次医療圏に一か所程度整備	なし	不明	なし	
救急医療体制	埼玉県、 兵庫県	救命救急センターの追加整備、休日夜間急患センターセンターの増設、小児救急医療支援事業の実施地区の拡大	なし	不明	なし	
へき地医療対策	青森県	へき地勤務医師を6年後に45人→57人	自治医大卒業生の確保	不明	なし	義務年限後の離職を考慮していない
	山形県	へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院の整備	なし	不明（設置時期が不明）	なし	
災害医療体制	埼玉県	災害医療拠点病院の増、へりポートを有する災害拠点病院の増、災害用医薬品備蓄を行う市町村の増	なし	不明	なし	
医薬分業	福島県	分業率を17年度58%、22年度70%（13年度47%）	なし	不明	なし	
医療従事者の確保	兵庫県	医師：需給見通しを記載 看護師：計画終期の確保目標を記載	関係機関ごとに役割を記載	不明	なし	
健康危機管理体制	東京都	食品安全情報委員会（仮称）の設置 医療機器安全情報ネットワーク 参画病院の拡大	個別施策の展開方策に係る記載あり	不明	なし	実施時期、整備数を明示

C-4 医療計画の成果

1. 病床数および医師数への影響因子

第4次医療法改正で、基準病床数は下記の式で算定されることになった。

【一般病床に係る基準病床数の算定式の概要】

$$\frac{[(\text{年齢階級別人口}) \times (\text{年齢階級別入院率})] \text{の合計} + [(\text{他区域との間の流入・流出の差})]}{\text{平均在院日数推移率} (0.9) \times \text{病床利用率} (0.84)}$$

省令で定める算定式に基づき医療圏ごとに算定する。

しかし、上記の式でも人口は大きな要因である。既存病床数および医師数に二次医療圏内の定住人口が与える影響は、次のようになりにかなり大きなものである ($R^2=0.81$) (表4、図11)。

表4

相関係数

		4期既存	人口00
4期既存	Pearsonの相関係数	1.000	.899**
	有意確率(両側)	.	.000
	N	240	240
人口00	Pearsonの相関係数	.899**	1.000
	有意確率(両側)	.000	.
	N	240	240

** 相関係数は1%水準で有意(両側)です。

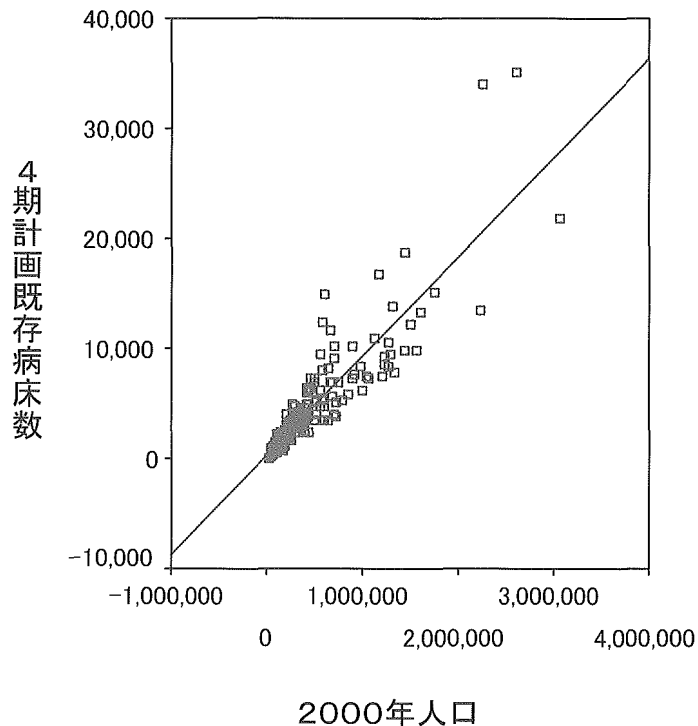


図11

R 2 乗 = 0.8077

医師数と定住人口との関係についても強い相関が認められた ($R^2=0.74$) (表5、図12)。

表5

相関係数

		人口00	医師数00
人口00	Pearson の相関係数	1.000	.863**
	有意確率(両側)	.	.000
	N	240	240
医師数00	Pearson の相関係数	.863**	1.000
	有意確率(両側)	.000	.
	N	240	240

** 相関係数は 1% 水準で有意(両側)です。

図12

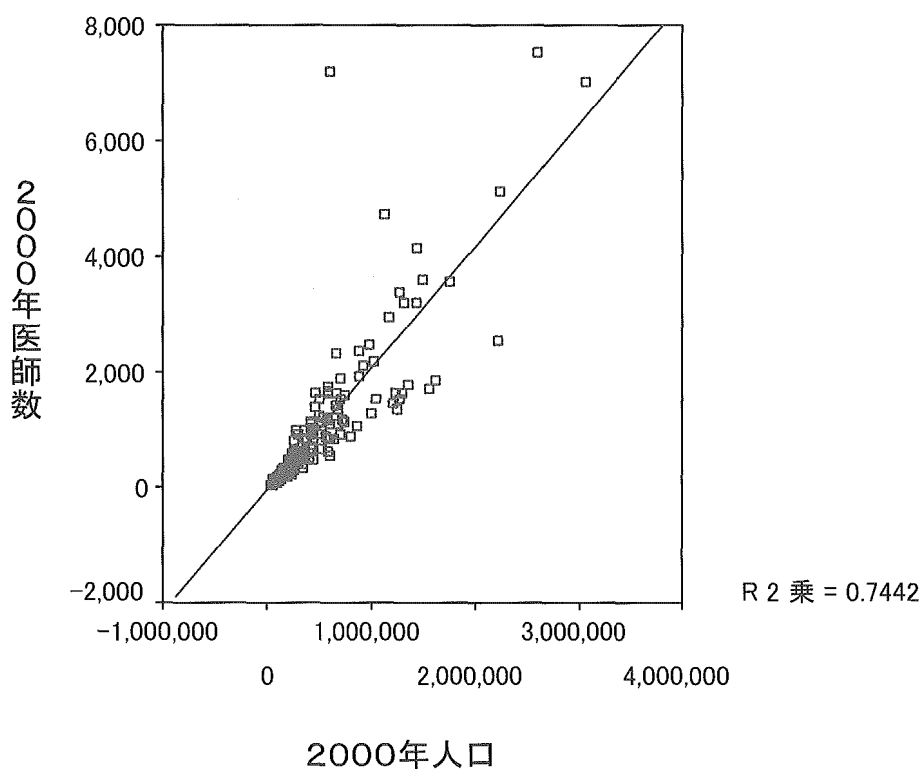


表6、図13は2期および4期のふたつの計画の基準病床数(必要病床数)、既存病床数、さらに病床の過不足比を比較したものである。

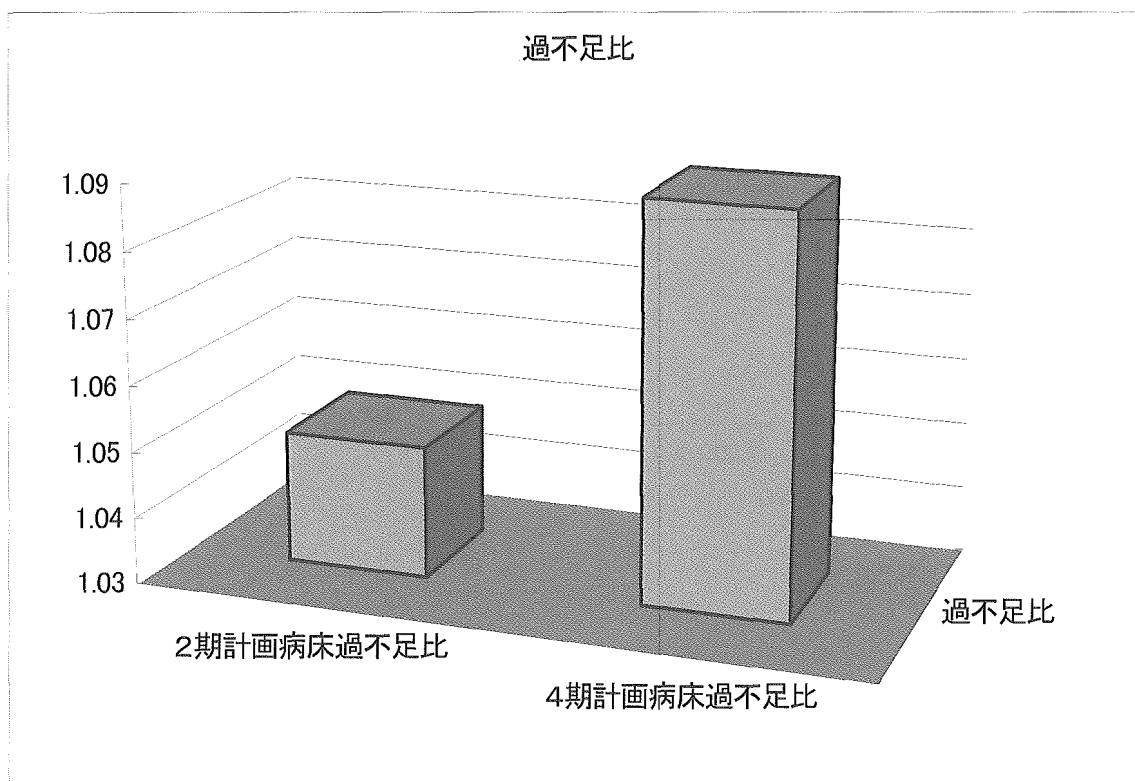
2期と4期の計画では、基準病床数(必要病床数)の算定式が異なるものの、その時代背景をもとにした基準で判断する限り、病床不足は着実に解消し、病床数が上回る二次医療圏域が増加していた。

2. 必要病床数（基準病床数）と既存病床数の推移

表 6

	2期計画必要病床数	2期計画既存病床数	2期計画病床過不足比	4期計画基準病床数	4期計画既存病床数	4期計画病床過不足比
度数	240	240		240	240	
平均値	3626.86	3797.55		3442.17	3750.18	
標準偏差	4126.84	4879.77		3708.03	4553.27	
最小値	229	52		242	52	
最大値	27562	38291		26089	35156	
合計	870447	911411		826121	900043	
過不足比			1.05			1.09

図 1 3



また、2期計画での病床の過不足状況は、4期になっても同様の傾向が引き継がれる状況に概ねあった（表7、図14、15、16）。

表 7

相関係数

		2期過不	4期過不
2期過不	Pearson の相関係数	1.000	.601**
	有意確率 (両側)	.	.000
	N	240	240
4期過不	Pearson の相関係数	.601**	1.000
	有意確率 (両側)	.000	.
	N	240	240

** 相関係数は 1% 水準で有意 (両側) です。

図 1 4

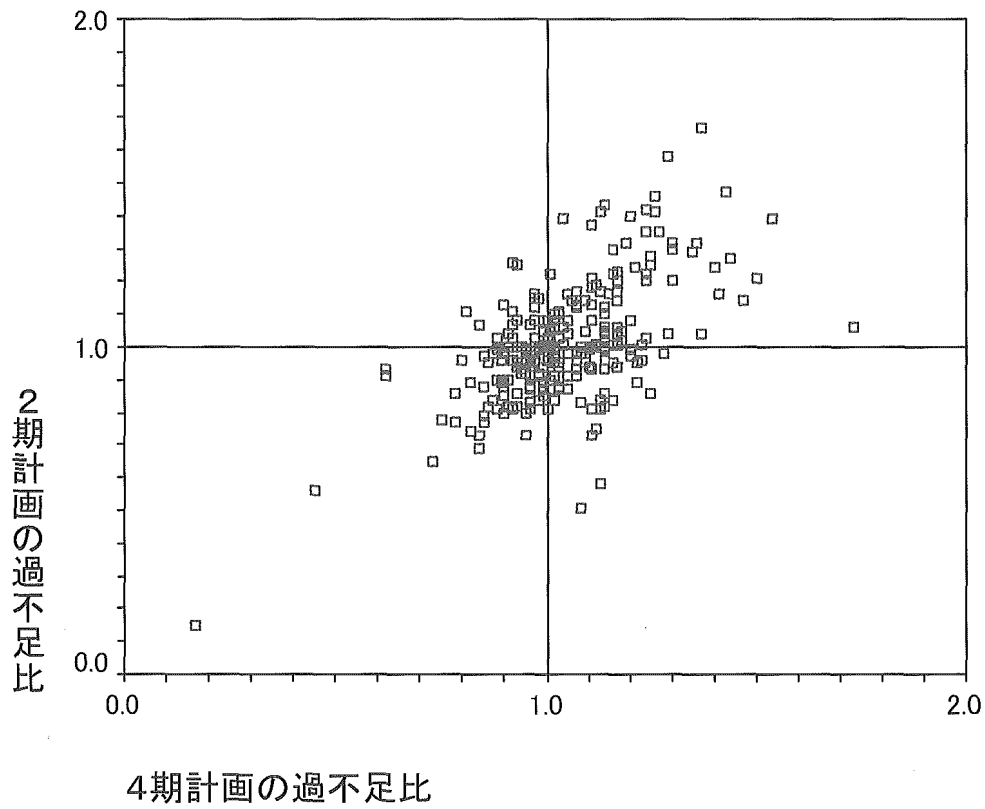
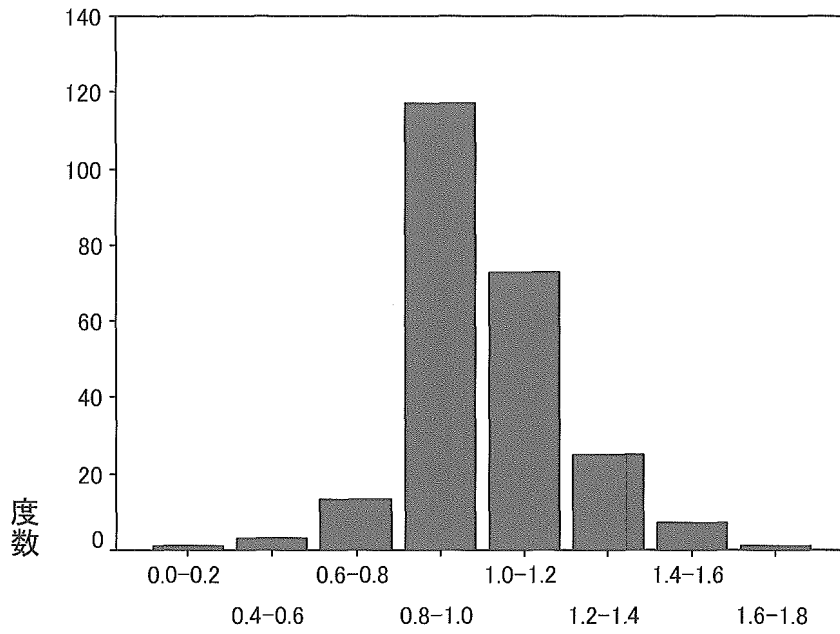
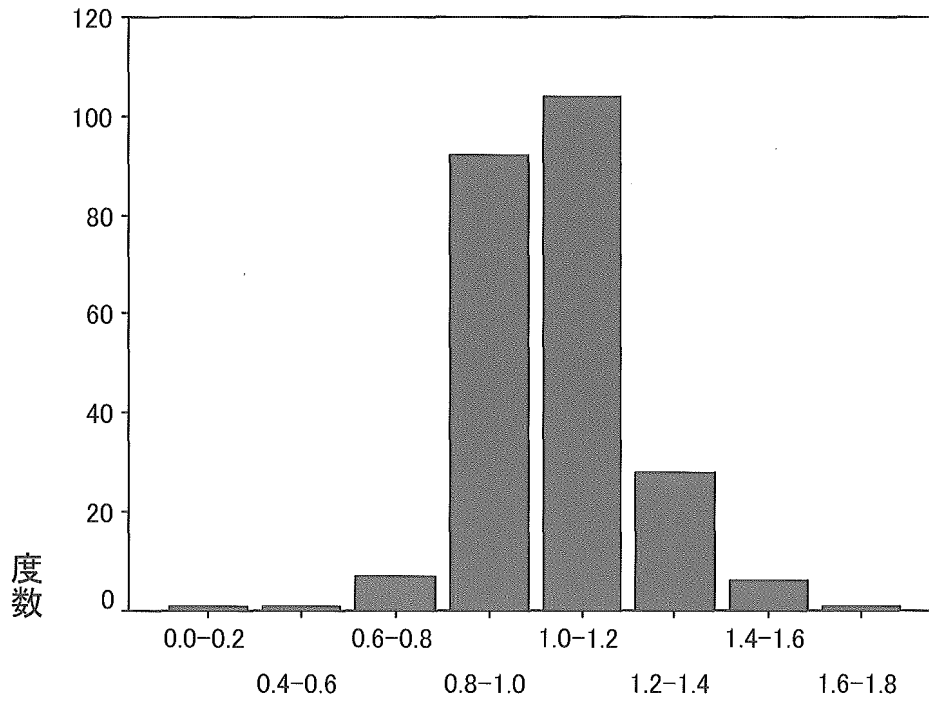


図15



2期計画の過不足比

図16



4期計画の過不足比

3. 離島

表 8

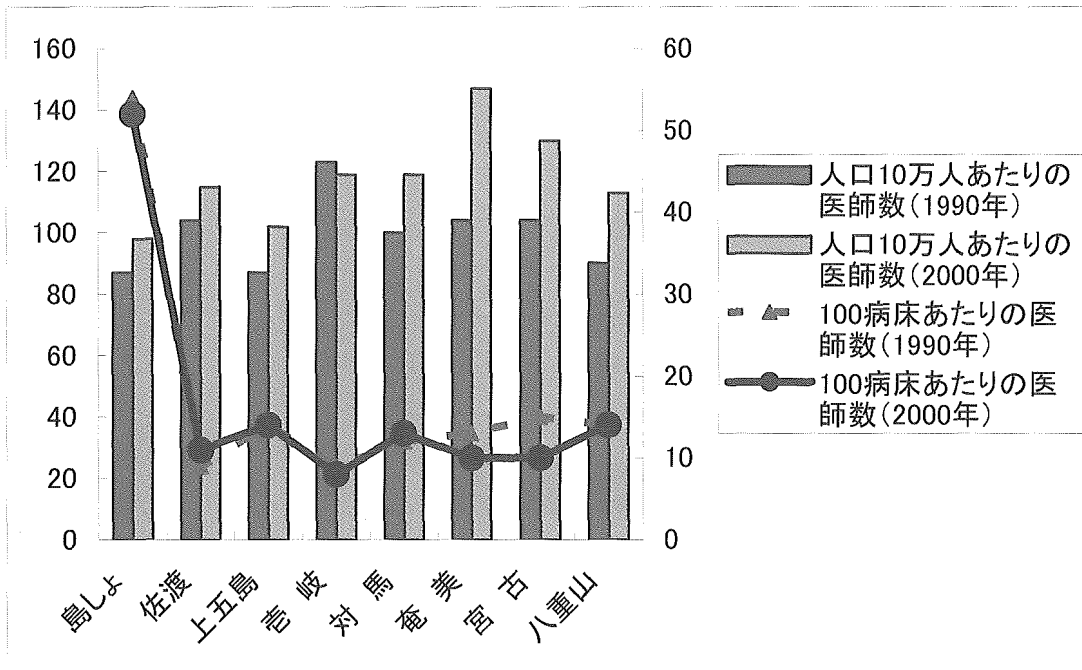
	2期計画必 要病床数	2期計画既 存病床数	2期計画病 床過不足比	4期計画必 要病床数	4期計画既 存病床数	4期計画病 床過不足比
度数	8	8		8	8	
平均値	606	573.13		606	576	
標準偏差	508.77	522.34		477.11	493.02	
最小値	229	52		311	52	
最大値	1756	1755		1694	1682	
合計	4848	4585		4848	4608	
過不足比			0.9458			0.9505

東京都の離島である「島しょ」地域は、医師の絶対数が少なく、しかも病床数自体も少ない。このうち医師数より病床数が一層少ないために、100床あたりの医師数が多くなっている。ただし、いずれも有床診療所を考慮していない（表8、9、図17）。

表 9

	人口10万人あた りの医師数 (1990年)	人口10万人あた りの医師数 (2000年)	100病床あたり の医師数(1990 年)	100病床あたり の医師数(2000 年)
島しょ	87	98	54	52
佐渡	104	115	9	11
上五島	87	102	14	14
壱岐	123	119	9	8
対馬	100	119	12	13
奄美	104	147	13	10
宮古	104	130	15	10
八重山	90	113	14	14

図17



医療計画の成果については、病院を主体としたへき地の医療事情の改善には寄与してきた。だが、離島医療の量的な充実にはほとんど影響を及ぼさなかった。

へき地

表10

	2期計画必要 病床数	2期計画既存 病床数	2期計画病床 過不足比	4期計画必要 病床数	4期計画既存 病床数	4期計画病床 過不足比
度数	41	41		41	41	
平均値	776.02	761.37		735.76	751.68	
標準偏差	281.05	298.28		238.25	273.51	
最小値	260	220		242	150	
最大値	1353	1609		1200	1493	
合計	31817	31216		30166	30819	
過不足比			0.9811			1.0216

240の医療圏のうち人口が少ない48医療圏(全体の20%)を選び、いわばへき地と考え、必要病床数(基準病床数)と既存病床数の分析を試みた。但し、離島の医療圏域が7つこの中に入っている(表10、11、図18)。

表 1 1

	人口10万人あたりの医師数 (1990年)	人口10万人あたりの医師数 (2000年)	100病床あたりの医師数 (1990年)	100病床あたりの医師数 (2000年)
南会津	63	100	21	23
南桧山町	75	103	5	7
木曾	87	116	19	22
長門	141	166	11	12
北空知	142	174	6	9
北渡島檜	104	149	5	7
鷹巣・阿	87	123	9	11
真庭	174	184	10	11
熊毛	70	103	29	12
富良野	84	118	11	10
湖西	117	139	15	19
糸魚川	99	135	20	13
芦北	219	250	13	12
安芸	135	157	16	17
留萌	88	120	8	11
萩	118	158	12	12
峡南	90	115	11	14
大北	115	135	17	21
奥越	84	108	12	15
十日町	81	107	9	12
峡西	82	94	18	28
高幡	115	142	13	14
東八代	96	89	7	8
御坊	134	181	13	14
六日町	93	110	12	14
阿蘇	101	111	11	11
指宿	154	179	14	12
宗谷	72	100	9	10
湯沢・雄	83	100	10	11
上川北部	106	151	9	12
村上	115	120	14	11
東山梨	136	177	9	11
日高	81	108	8	10
根室	56	82	8	9

4. 小児科

1996年、1998年および2000年の1医療圏域の小児科医数の推移を以下に示している（表12）。

表12

統計量

	1996	1998	2000
度数			
有効	347	360	360
欠損値	37	24	24
平均値	100.13	94.62	93.28
標準偏差	139.74	127.09	124.40
最小値	4	4	5
最大値	1115	1106	1055

5. 周産期死亡率

医療計画に記載されている多くの必要的記載事項のなかには母子保健に関する事柄が必ず盛り込まれている。医療計画制度の成果のみが母子健康指標に影響を与えているとは言えず、保健活動等も影響を及ぼしていることは否定しないが、医療計画制度に母子医療体制の充実が記載されていることから、各二次医療圏における周産期死亡率に改善効果が見られたかどうかを調べた。

1983-1987年までの5年間の周産期死亡率の平均値、同じく1988-1992年間と1993-1997年間のそれぞれの値を二次医療圏ごとに比較した。

この3期間を通じて周産期死亡率は必ずしも年を追っての改善は見られなかった。つまり1983-1987年までの5年間の周産期死亡率の平均値に比べ、次の1988-1992年間は改善したが、1993-1997年間には再び死亡率の上昇が認められた。

6. 救急医療

(1) 救急医療体制

高度成長期には医療施設の量的整備が進んだが、救急や離島・へき地の医療体制の整備は大きく遅れ、患者の受け入れ拒否やたらい回しが大きな社会問題となった。

その後、救急医療施設の整備が徐々に進められていった。

現在、地域の救急患者を対象とした初期(主として外来医療)、2次(入院が必要な重症患者に対応)および3次(救命救急センター)の救急医療機関と救急医療情報センターからなる救急医療体制の整備が進められている。なお、平成14年の救急出場件数は約6.9秒に一回、また搬送人員のうち、65歳以上の搬送割合が、全体の40%を占める172万9,247人であり、救急隊到着までの全国平均時間は6.3分であった。さらに、2001(平成13)年度から都道府県事業として全国的な展開を図り、5か所の救命救急センターにドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)が配備されている。

消防法に基づく救急医療体制と厚生労働省によって整備されてきた、初期、二次、三次救急医療体制が独立した制度であるという二重構造が指摘され、住民や救急医療従事者等に混乱を招く原因ともなっていた。こうした問題を是正するため、平成9年2月に、当時の厚生省に「救急医療基本問題検討会」が設置され、両制度の一元化についての議論が行われ、同年12月に「21世紀へ向けた良質かつ効率的な救急医療体制づくり」についての審議が行われた。

小児救急医療についても同様に、初期、二次、三次救急医療機関の確保を図るとともに、平成11年からは、

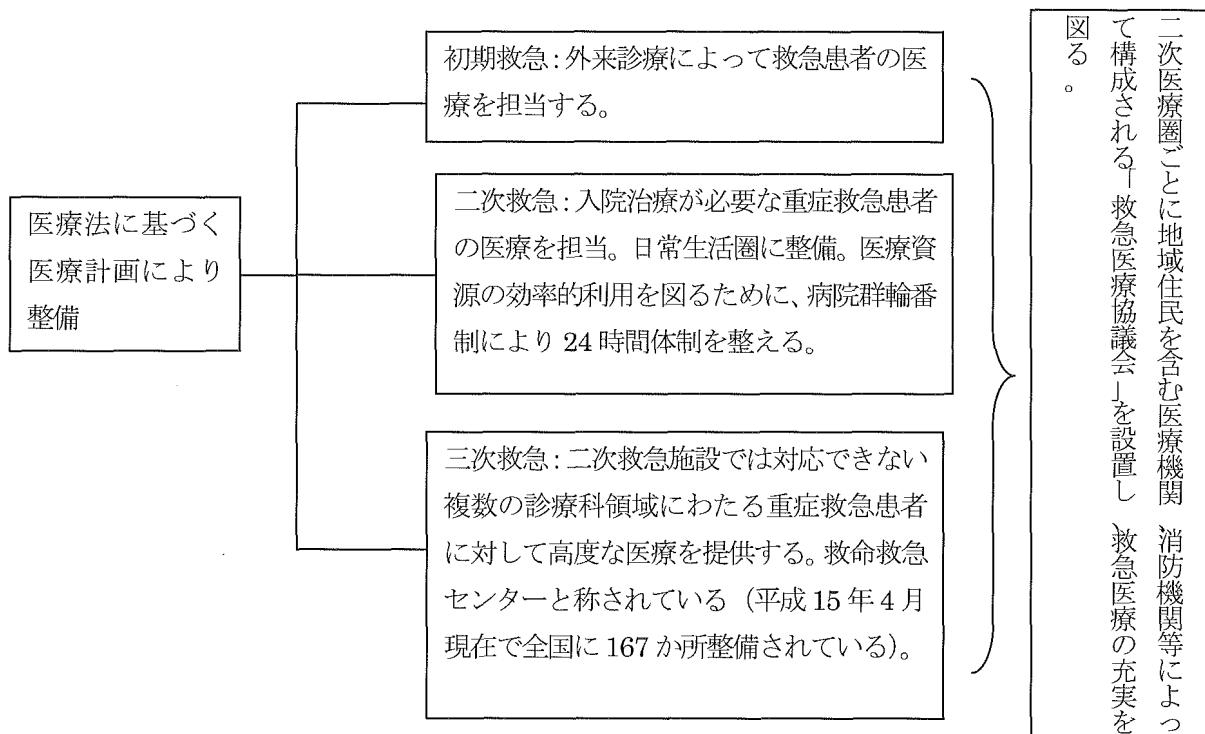
病院群の輪番によって二次救急医療を確保する「小児救急医療支援事業」が行われている。さらに、平成 14 年からは、小児救急医療拠点病院の整備事業が行われている。三次救急医療については、救命救急センターと総合周産期母子医療センター等で対応されている。精神科救急医療については総合的な体制整備が課題となっている。

(2)救急救命士制度

救急救命士制度は平成 3 年に創設され、心肺停止など生命の危機に瀕した重篤な傷病者に対し、医師の指示のもとで医療機関に搬送されるまでの間、除細動や所定の器具を用いた気道確保といった救命救急処置を行い、救命率の向上が図られてきた。

気管挿管等についての救急救命士の措置範囲の適用拡大については、平成 16 年 7 月を目途として、所定の講習と実習修了者に対して、医師の指示のもとでの気管挿管を認める予定であり、薬剤投与についても検討が進められている。

図 1 9 救急医療体制



C-5 住民参加の方策

医療計画制度策定のプロセスを分析するとともに、住民がどのような形態で参加するかを考える際に、参考となる他制度を調べた。この報告書では「都市計画」に対する住民参加を取り上げた。

1. 医療計画の策定プロセスと住民参加

都道府県の医療計画の策定は都道府県医療審議会を上部委員会として作業部会等を設置して策定される。ところが、表 1 3、1 4 のようにその委員の多くが医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院協会及び学識経験者で構成され、住民が参加するプロセスが脆弱であることが明らかである。また、住民が参加する方途を講じて、審議される医療計画の内容は専門性が強く、専門職種出身の委員や事務局である行政と住民（住民代表委員）側との間に、いわゆる“情報の非対称”が生じているものと思われる。

表13 全国保健医療計画審議会委員内訳

都道府県名	医師会	医師(病院長)	歯科医師会	薬剤師会	看護協会	病院協会	精神病院会
北海道	5		1	1	1	2	1
青森県	3	1	1	1	1	2	1
岩手県	4	1			1	1	
宮城県	記載なし						
秋田県	3	1	1	1	1	2	
山形県	3	1	1	1	1	3	1
福島県	4	1	2	1	1	2	
茨城県	3	6	1	1	1	3	1
栃木県	3	2	1	1	1	3	
群馬県	3	5	2	1	1	1	
埼玉県	5		2	1	1	1	1
千葉県	6	1	2	1	1	3	
東京都	4		1	1		2	1
神奈川県	記載なし						
新潟県	記載なし						
富山県	5		1	1	1	2	1
石川県	4	1	1	1	1	3	1
福井県	4	5	1	1	1		1
山梨県	4		2	1	1	2	1
長野県	1	3	1	1			
岐阜県	4	1	1	1	1	1	1
静岡県	7		2	2	1	3	1
愛知県	3		1	1	1	1	1
三重県	3	1	2	1	1	2	
滋賀県	5		1	1	2	3	
京都府	3		1	1	1	2	1
大阪府	5	1	2	2	1	3	
兵庫県	3		1	1	1	2	1
奈良県	2	1	1	1	1	1	1
和歌山県	3		1	1	1	3	1
鳥取県	2	1	1	1	1	3	1
島根県	記載なし						
岡山県	記載なし						
広島県	3	2	1	1	1	1	
山口県	2		1	1	1	1	1
徳島県	7	3	2	1	1	1	1
香川県	5	2	2	1	1		
愛媛県	3	4	2	1	1		
高知県	3		2	1	1		2
福岡県	3	6	1	1	1	1	1
佐賀県	6	1	1	1	1		1
長崎県	3	1	1	1	1	3	1
熊本県	3	2	1	1	1	2	
大分県	4	2	1	1	1	2	
宮崎県	2	1	1	1	1	2	1
鹿児島県	2		1	1	1	3	
沖縄県	1	2	1	1	1	1	1

都道府県名	栄養士会	学識経験者	関係行政機関	健康・福祉・介護団体	各種住民団体	個人
北海道		4	4	2	6	
青森県	1	11	2	3	3	
岩手県		4	1	3	3	
宮城県						
秋田県		4	1		2	
山形県		7	2	1	2	
福島県		4	1	3	5	
茨城県		6	2	2	4	
栃木県		2		3	4	
群馬県	1	2	4	1	3	
埼玉県		4	2	1	5	
千葉県		5		4	3	
東京都		8		4	6	
神奈川県						
新潟県						
富山県		5	2	4	3	
石川県		5	3	1	4	
福井県		3			5	
山梨県		6	2	2	5	
長野県		2		3	3	1
岐阜県		7	3	1	6	
静岡県		3	3	1	6	
愛知県		7	2	2	6	
三重県		4	1	2	2	
滋賀県		4	2	2	4	
京都府		7	2	3	4	
大阪府		4		5	2	
兵庫県		12	3	1	3	
奈良県		4		3	2	
和歌山県		5	2	1	3	2
鳥取県		6	3	1	3	
島根県						
岡山県						
広島県		11		3	4	2
山口県		6		2	5	
徳島県		6		1	6	
香川県		9	1	2	4	
愛媛県	1	2		2	3	
高知県		9		2	5	
福岡県	1	9	1	2	4	
佐賀県		5		3	3	
長崎県		3		2	2	2
熊本県		3		1	2	2
大分県		3		4	2	
宮崎県		4	1	2	2	
鹿児島県	1	6		2	3	
沖縄県	1	3		1	5	

表14 保健医療計画委員会一覧 (次ページ)

都道府県	委員会名	医師会	医師(病院長)	歯科医師会	薬剤師会	看護協会	病院協会
北海道	北海道総合保健医療協議会委員名簿	14	1	5	2	2	
	北海道社会福祉審議会委員名簿	2	1				
青森	青森県地域保険医療対策協議会委員名簿	2	4	1	1	1	1
	青森県地域保険医療対策協議会保健医療推進専門部会名簿	1	3	1	1	1	1
岩手	岩手県医療審議会医療計画部会委員	2	4	1	1		
	岩手県社会福祉審議会委員	1	1			1	
	岩手県社会福祉審議会小委員会	1					
宮城	宮城県地域保険医療計画策定検討委員会委員名簿	3	4	1	1	1	
	宮城県地域保険医療計画策定作業部会委員名簿	1		1	1		
秋田	秋田県医療計画部会	4		1	1	1	2
	秋田県医療法人部会	2		1	1		1
	秋田県看護部会	2	1			2	1
山形	山形県保健医療推進協議会	2		1	1	1	1
	山形県保健医療推進協議会企画調整委員会	2		1	1	1	1
	山形県保健医療推進協議会医療専門部会	2	4	1	1	1	1
	山形県保健医療推進協議会保健専門部会	1		1		1	1
	山形県保健医療推進協議会保健・医療・福祉連携専門部会	1				1	
福島	福島県医療審議会計画調査部会委員	2	1	1	1	1	1
茨城	茨城県地域保険医療推進協議会委員	3	2	2	2		1
栃木	栃木県保健医療計画策定協議会委員	2		1	1	1	2
群馬	群馬県保健医療対策協議会委員	2	4	1	1	1	
埼玉	埼玉県地域保険医療計画推進協議会委員	1		1	1	1	1
千葉	千葉県地域保険医療部会委員	3		2		2	3
東京	東京都保健医療計画推進協議会	2		1	1	1	1
	東京都保健医療計画推進部会改定部会・起草委員会	1		1	1		
神奈川	神奈川県保健医療計画推進会議	1		1	1	1	2
	神奈川県保健医療計画推進会議 企画部会	2				1	1
富山	富山県地域医療推進対策協議会疾病別医療機能部会委員	1	5				3
	富山県地域医療推進対策協議会疾病別医療機能部会委員	1	6				3
	富山県地域医療推進対策協議会救急医療部会委員	6	3	1			1
石川	石川県保健医療計画推進委員会	5	2	1	1	1	3
福井	福井県地域医療推進会議委員	20	7	1			
	福井県医療計画策定部会委員 医療部門	7	7	1			
	福井県医療計画策定部会委員 保健部門	1		1	1	1	
長野	長野県保健医療計画策定委員会委員		3				
	長野県保健医療計画策定委員会幹事会	1		1	1	1	
	長野県保健医療計画策定委員会分科会						
	長野県 救急・災害医療分科会	3	4	1	1	1	
	長野県 精神医療分科会		2				1
	長野県 県立病院の特色化分科会						1
	長野県 医療従事者の養成・確保分科会	1	3	1		1	
	長野県 がん総合対策分科会	1					
岐阜	岐阜県保健医療推進協議会委員	2	1	1	1	1	1
	岐阜県保健医療推進協議会委員 医療アクセス専門委員会	4	4	1			
	岐阜県保健医療推進協議会委員 情報システム専門委員会	3	1				1
	岐阜県保健医療推進専門委員会	2		1	1	1	1
静岡	静岡県医療体制調査・研究会委員	4		2	1	2	3
愛知	愛知県地域保険医療計画推進協議会委員	2	1	1	1	1	3
	愛知県地域保険医療計画推進協議会委員 保健医療計画専門部会委員	3		1	1		2
三重	三重県保健医療計画検討委員会	4	1	2	1	1	3
滋賀	滋賀県総合保健対策協議会委員	1	1	1	1	1	1
	滋賀県総合保健対策協議会委員 保健医療計画作成専門部会	2		1	1		1
京都	京都府医療審議会計画部会	2	1	1	1	1	2
兵庫	兵庫県保健医療計画検討委員会	2			1	1	2
奈良	奈良県保健医療推進会議委員	1		1	1	1	1
和歌山	和歌山県地域保健医療協議会	6		1	1		5
	和歌山県地域保健医療協議会 地域保健医療計画専門委員会	4	1	1	1		3
岡山	岡山県保健医療計画策定協議委員	7	2	1	1	1	1
広島	広島県保健医療計画検討委員会	2	1	2	1		
山口	山口県医療審議会保健医療計画部会委員及び専門委員会	2		1	1		1
香川	香川県医療計画作成等協議会委員	5		1	1	1	
愛媛	愛媛県保健医療推進協議会委員	4	4	1	1	1	
高知	高知県保健医療計画検討委員会	6		1	1		
福岡	福岡県医療審議会医療計画部会	4		1	1	1	
長崎	長崎県保健医療対策協議会委員	5	5	1	1		1
	長崎県保健医療対策協議会委員 企画調整部会	5	4	1	1	1	
	長崎県保健医療対策協議会委員 救急医療対策部会	4	4	1			
	長崎県保健医療対策協議会委員 離島医療部会	2	8	1			
	長崎県保健医療対策協議会委員 母子保健部会	1		1		1	2
	長崎県保健医療対策協議会委員 歯科医療部会	1	1	3	1	1	
	長崎県保健医療対策協議会委員 IT化検討委員会	2	4	1			
	長崎県保健医療対策協議会委員 小児救急医療検討委員会		3				
熊本	熊本県保健医療推進協議会	2	2	1	1	1	1
	熊本県計画調査検討委員会	1	1	1	1	1	1
	熊本県計画検討委員会	2	1	1	1	1	1
大分	大分県地域医療計画策定協議会	4	1	1	1	1	2
宮崎	宮崎県保健医療推進協議会	4	2	1	1		1
鹿児島	鹿児島県保健医療協議会地域保健医療対策委員会	5	2	2	2	1	
	鹿児島県保健医療協議会地域保健医療対策委員会	2	1	1	1		
沖縄	沖縄県保健医療協議会委員	1	1	1	1	1	

都道府県	委員会名	精神病院協会	栄養士会	学識経験者	関係行政機関	市・町会	消防関係
北海道	北海道総合保健医療協議会委員名簿		1	10	1	2	1
	北海道社会福祉審議会委員名簿			11			
青森	青森県地域保険医療対策協議会委員名簿		1	6		2	
	青森県地域保険医療対策協議会保健医療推進専門部会名簿			1			
岩手	岩手県医療審議会医療計画部会委員	1		2			
	岩手県社会福祉審議会委員			10		2	
	岩手県社会福祉審議会小委員会			3		1	
宮城	宮城県地域保険医療計画策定検討委員会委員名簿			1	1	2	
	宮城県地域保険医療計画策定作業部会委員名簿			5	4		1
秋田	秋田県医療計画部会			1		1	
	秋田県医療法人部会			1			
	秋田県看護部会			1			
山形	山形県保健医療推進協議会	1	1	4		2	1
	山形県保健医療推進協議会企画調整委員会			1			
	山形県保健医療推進協議会医療専門部会			3			1
	山形県保健医療推進協議会保健専門部会		1	3		1	
	山形県保健医療推進協議会保健・医療・福祉連携専門部会					1	
福島	福島県医療審議会計画調査部会委員			2			1
茨城	茨城県地域保険医療推進協議会委員	1		2	2	1	1
栃木	栃木県保健医療計画策定協議会委員			3	1	2	
群馬	群馬県保健医療対策協議会委員				1	1	1
埼玉	埼玉県地域保険医療計画推進協議会委員	1		4			
千葉	千葉県地域保険医療部会委員			6		1	
東京	東京都保健医療計画推進協議会			8	4		1
	東京都保健医療計画推進改定部会・起草委員会			2			
神奈川	神奈川県保健医療計画推進会議	1		4	2		
	神奈川県保健医療計画推進会議 企画部会	1		2	2		
富山	富山県地域医療推進対策協議会疾病別医療機能部会委員			1			
	富山県地域医療推進対策協議会疾病別医療機能部会委員						
	富山県地域医療推進対策協議会救急医療部会委員					2	1
石川	石川県保健医療計画推進委員会	1		3		2	
福井	福井県地域医療推進会議委員					2	1
	福井県医療計画策定部会委員 医療部門					1	1
	福井県医療計画策定部会委員 保健部門		1	4		1	
長野	長野県保健医療計画策定委員会委員			3			
	長野県保健医療計画策定委員会幹事会	1	1	1	1		
	長野県保健医療計画策定委員会分科会						
	長野県 救急・災害医療分科会			3		2	1
	長野県 精神医療分科会						
	長野県 県立病院の特色化分科会			4	2		
	長野県 医療従事者の養成・確保分科会			1			
	長野県 がん総合対策分科会		1	1			
岐阜	岐阜県保健医療推進協議会委員	1		7		2	
	岐阜県保健医療推進協議会委員 医療アクセス専門委員会			1			1
	岐阜県保健医療推進協議会委員 情報システム専門委員会			2			
	岐阜県保健医療推進専門委員会			1			
静岡	静岡県医療体制調査・研究会委員						
愛知	愛知県地域保険医療計画推進協議会委員	1		7	1	2	1
	愛知県地域保険医療計画推進協議会委員 保健医療計画専門部会委員			3		2	
三重	三重県保健医療計画検討委員会			1	3	2	
滋賀	滋賀県総合保健対策協議会委員					2	
	滋賀県総合保健対策協議会委員 保健医療計画作成専門部会						
京都	京都府医療審議会計画部会	1		3			
兵庫	兵庫県保健医療計画検討委員		1	2	1	1	
奈良	奈良県保健医療推進会議委員			3	1		
和歌山	和歌山県地域保健医療協議会			2	1		
	和歌山県地域保健医療協議会 地域保健医療計画専門委員会			2			
岡山	岡山県保健医療計画策定協議委員	1	1	2	4	2	
広島	広島県保健医療計画検討委員会			3	2	3	
山口	山口県医療審議会保健医療計画部会委員及び専門委員会	1		2			
香川	香川県医療計画作成等協議会委員			1	1	2	
愛媛	愛媛県保健医療推進協議会委員			3		2	1
高知	高知県保健医療計画検討委員会			1			
福岡	福岡県医療審議会医療計画部会			4	2		
長崎	長崎県保健医療対策協議会委員			5	2	2	
	長崎県保健医療対策協議会委員 企画調整部会			1	2	1	
	長崎県保健医療対策協議会委員 救急医療対策部会			1	2		1
	長崎県保健医療対策協議会委員 離島医療部会			1	1	1	
	長崎県保健医療対策協議会委員 母子保健部会			2	2	1	
	長崎県保健医療対策協議会委員 歯科医療部会				2	2	
	長崎県保健医療対策協議会委員 IT化検討委員会			3	3		
	長崎県保健医療対策協議会委員 小児救急医療検討委員会			1	1		
熊本	熊本県保健医療推進協議会	1	1	4	1	2	1
	熊本県計画調査検討委員会	1	1	3		1	
	熊本県計画検討委員会		1		2		1
大分	大分県地域医療計画策定協議会			2	2	2	1
宮崎	宮崎県保健医療推進協議会			2	1	2	
鹿児島	鹿児島県保健医療協議会地域保健医療対策委員会			1	1	2	
	鹿児島県保健医療協議会地域保健医療対策委員会				1	1	
沖縄	沖縄県保健医療協議会委員	1		2	1	2	

都道府県	委員会名	保健・衛生・福祉	健康保険	各種地域団体	公募委員	保健所
北海道	北海道総合保健医療協議会委員名簿		1	4		
	北海道社会福祉審議会委員名簿	3		19		
青森	青森県地域保険医療対策協議会委員名簿	2		1		
	青森県地域保険医療対策協議会保健医療推進専門部会名簿	3				
岩手	岩手県医療審議会医療計画部会委員	1	4	1		
	岩手県社会福祉審議会委員	8		13		
	岩手県社会福祉審議会小委員会	3		5		
宮城	宮城県地域保険医療計画策定検討委員会委員名簿	2		2		
	宮城県地域保険医療計画策定作業部会委員名簿	1	1	1		1
秋田	秋田県医療計画部会			1		
	秋田県医療法人部会					
山形	秋田県看護部会			1		
	山形県保健医療推進協議会	3		1		1
	山形県保健医療推進協議会企画調整委員会	1				1
	山形県保健医療推進協議会医療専門部会	1				1
	山形県保健医療推進協議会保健専門部会	2		3		1
福島	山形県保健医療推進協議会保健・医療・福祉連携専門部会	6		5		1
	福島県医療審議会計画調査部会委員	1		1		
茨城	茨城県地域保険医療推進協議会委員	2	1	1		1
栃木	栃木県保健医療計画策定協議会委員	1	1	2	3	
群馬	群馬県保健医療対策協議会委員	5	2	1		
埼玉	埼玉県地域保険医療計画推進協議会委員	5		5		
千葉	千葉県地域保険医療部会委員	5				1
東京	東京都保健医療計画推進協議会	1		1	5	1
	東京都保健医療計画推進改定部会・起草委員会	4				
神奈川	神奈川県保健医療計画推進会議	2	1	2		
	神奈川県保健医療計画推進会議 企画部会			1		
富山	富山県地域医療推進対策協議会疾病別医療機能部会委員					1
	富山県地域医療推進対策協議会疾病別医療機能部会委員					1
	富山県地域医療推進対策協議会救急医療部会委員	1		1		
石川	石川県保健医療計画推進委員会	1	1	2		1
福井	福井県地域医療推進会議委員					
	福井県医療計画策定部会委員 医療部門					
	福井県医療計画策定部会委員 保健部門	3		3		
長野	長野県保健医療計画策定委員会委員					
	長野県保健医療計画策定委員会幹事会	1	1			
	長野県保健医療計画策定委員会分科会					
	長野県 救急・災害医療分科会					
	長野県 精神医療分科会	1		2		
	長野県 県立病院の特色化分科会					
	長野県 医療従事者の養成・確保分科会					
長野県 がん総合対策分科会			4			
岐阜	岐阜県保健医療推進協議会委員	6		3		
	岐阜県保健医療推進協議会委員 医療アクセス専門委員会					1
	岐阜県保健医療推進協議会委員 情報システム専門委員会					1
	岐阜県保健医療推進専門委員会	2		3		1
静岡	静岡県医療体制調査・研究会委員	1				
	愛知県地域保険医療計画推進協議会委員	1	2	5		
三重	愛知県地域保険医療計画推進協議会委員	1	1	1		
	三重県保健医療計画検討委員会			1		
滋賀	滋賀県総合保健対策協議会委員	4		3	3	
	滋賀県総合保健対策協議会委員 保健医療計画作成専門部会	1			1	
京都	京都府医療審議会計画部会					2
兵庫	兵庫県保健医療計画検討委員	2	2	2		1
奈良	奈良県保健医療推進会議委員	4		1		1
和歌山	和歌山県地域保健医療協議会					1
岡山	和歌山県地域保健医療協議会 地域保健医療計画専門委員会	1		1		
	岡山県保健医療計画策定協議委員		1	2		1
広島	広島県保健医療計画検討委員会	8				2
山口	山口県医療審議会保健医療計画部会委員及び専門委員会		1	4		
香川	香川県医療計画作成等協議会委員	2				1
愛媛	愛媛県保健医療推進協議会委員	2		4	2	
高知	高知県保健医療計画検討委員会	1		1		
福岡	福岡県医療審議会医療計画部会	1				1
長崎	長崎県保健医療対策協議会委員					1
	長崎県保健医療対策協議会委員 企画調整部会					3
	長崎県保健医療対策協議会委員 救急医療対策部会					
	長崎県保健医療対策協議会委員 離島医療部会					
	長崎県保健医療対策協議会委員 母子保健部会	1		1		1
	長崎県保健医療対策協議会委員 歯科医療部会	1				1
	長崎県保健医療対策協議会委員 IT化検討委員会					
長崎県保健医療対策協議会委員 小児救急医療検討委員会						
熊本	熊本県保健医療推進協議会	2	2	4		
	熊本県計画調査検討委員会			1		
	熊本県計画検討委員会			3	4	
大分	大分県地域医療計画策定協議会			4		1
宮崎	宮崎県保健医療推進協議会					1
鹿児島	鹿児島県保健医療協議会地域保健医療対策委員会					1
	鹿児島県保健医療協議会地域保健医療対策委員会					1
沖縄	沖縄県保健医療協議会委員		1	2		1

1. 都市計画における民意の集約方法

都市計画については、法律で民意を反映するための機会を確保することが求められている。この民意の反映するプロセスについては、公告縦覧の期間の問題など改善する余地が多いことも指摘されている²⁾。そうした中、1976（昭和51）年10月29日発生した山形県酒田市の大火の後の復興計画や阪神・淡路大震災で甚大な被害を受けた神戸市長田区菅原市場の復興の手法に特色が見られた。

都市計画では情報の非対称性が元来弱い分野であることから、医療計画を策定する際の両者の情報の非対称性が是正された場合、法に基づいた都市計画の策定プロセスが参考になるとと思われる。以下にそれを簡略に示す。

1-1 都市計画

国民（住民）と行政等の関係者がほぼ対等の関係にある。

提供者（専門職）⇔受けての間の情報の非対称性はそれほど大きくない。法律の根拠があり、実質的な住民参加には問題を残すものの公告縦覧手続き等の民意を反映するプロセスが明記されている。

なお、「都市計画」は国民（住民）の日常生活に関係が深いものだが、住民参加の方法は次のようになっている。

法律上、都市計画決定における住民参加は、①案作成にあたって、公聴会を行なうなど住民の意見を反映させるための措置（都市計画法第十六条一項、第十八条の二）があり、②案が決まれば、それを二週間縦覧（第十七条一項）し、③案に対して、縦覧期間内に意見書提出（第十七条二項）を行なう。そして、知事が都市計画を決定する場合には、提出した意見書の要旨の都市計画地方審議会への提出（第十八条二項）し、住民の意見を審議会の組上に上げることにより行政が独自に判断し、決定してしまうことを防ぐ意義がある。④案について、公聴会が行なわれることがある。その他、⑤都市計画の決定に当たっては、各市町村の都市計画審議会（これは法定のものではない）、及び都道府県レベルの都市計画地方審議会で審議される。実際には、法律の明文の規定はないが、地元説明会などで案の説明をし、意見を聞くことが多く、これが実際上の住民参加の主要な場となっている。

2. 参考資料

（都道府県の都市計画の案の作成）

第十五条の二 市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。

2 都道府県は、都市計画の案を作成しようとするときは、関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（公聴会の開催等）

第十六条 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。

3 市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。

（都市計画の案の縦覧等）

第十七条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添

えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

3 特定街区に関する都市計画の案については、政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならない。

4 遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の案については、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地に関する所有権又は地上権その他の政令で定める使用若しくは収益を目的とする権利を有する者の意見を聴かなければならない。

5 都市計画事業の施行予定者を定める都市計画の案については、当該施行予定者の同意を得なければならない。ただし、第十二条の三第二項の規定の適用がある事項については、この限りでない。

(条例との関係)

第十七条の二 前二条の規定は、都道府県又は市町村が、住民又は利害関係人に係る都市計画の決定の手續に関する事項（前二条の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(都道府県の都市計画の決定)

第十八条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 都道府県は、前項の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

3 都道府県は、大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画（政令で定める軽易なものを除く。）又は国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画の決定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 国土交通大臣は、国の利害との調整を図る観点から、前項の協議を行うものとする。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(市町村の都市計画の決定)

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

3 市町村は、都市計画区域について都市計画（区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当